



本事業は、SDGsの「4 質の高い教育をみんなに」「12 つくる責任 つかう責任」等に資する取組です。

2024年7月24日（水）

愛知県県民文化局県民生活部県民生活課
消費生活相談・消費者教育グループ
担当 中川、青木
内線 5031、5032
ダイヤル 052-954-6165

— 消費者トラブル情報 —

< あいちクリオ通信 2024年7月号 (No. 433) >

屋根工事の点検商法に御注意！

～無料点検がトラブルのきっかけになるおそれがあります～

愛知県及び市町村の消費生活相談窓口には、屋根工事の点検商法に関する相談が寄せられています。

点検商法とは、「近所で行う工事の挨拶に来た」などと言って訪問してきた業者が、屋根の無料点検を申し出て、点検した後に「すぐに修理しないと大変なことになる」と不安をあおって高額な工事の契約をさせる手口です。

「近所で工事」「挨拶に来た」というのは消費者に近づくための口実です。無料で点検をしてもらおうと、勧誘を断りにくくなってしまいます。安易に点検をさせず、不安をあおられても、すぐに契約しないよう、冷静に対応しましょう。

相談事例

- 「近所で工事をしている」と言って訪れた業者に、「お宅の屋根瓦がずれている。無料で点検してあげる」と言われ、見てもらったところ、ずれた屋根瓦の写真を見せられた。「屋根瓦が落ちそうになっている」と不安をあおられたため、本当に必要なのかよく分からないまま、高額な屋根工事の契約をしてしまった。解約したい。

アドバイス

- 無料で点検をしてもらおうと、心理的に勧誘を断りにくくなります。突然訪問してきた業者には、安易に点検をさせないようにしましょう。
- 屋根工事は高額な契約になることが多く、また、消費者には工事内容が分かりにくいものです。すぐに契約せず、複数社から見積もりを取り、納得できる業者と契約しましょう。
- 「すぐに修理しないと大変なことになる」と不安をあおる勧誘を受けた場合は、勧誘トークを信じ込まないようにしましょう。中には、業者があらかじめ用意した損傷箇所の写真を、さも自宅が損傷しているかのように見せて不安をあおるケースもあるので注意しましょう。
- 「保険金で自己負担なく工事できる」などと言われても、実際に保険金が支払われるかは分かりません。契約している保険会社又は代理店に直接確認しましょう。
- 特定商取引法の訪問販売に該当する場合は、契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフできます。また、この期間を過ぎていても、契約の大切な部分について事実と異なることを告げられたことにより、消費者が誤認して契約をした場合など、契約を取り消すことができる場合があります。
- 不安や疑問に思った場合や、トラブルに遭った場合は、すぐに「消費者ホットライン ☎188」に相談してください。

◇ 消費者ホットライン ☎ 188 (いやや！)

※ 身近な消費生活相談窓口につながります。